平成２６年（フ）第６３号
佐賀県唐津市鏡1949番地３
債務者　松尾　昌臣
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６４号
佐賀県唐津市西唐津３丁目6465番地
債務者　稲葉サツキ
1　決定年月日時　平成26年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４２７号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水846番地　町営光団地２棟102号
債務者　横手　孝子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２号
宮崎県延岡市西階町１丁目4447番地10、前住所東京都板橋区東新町１丁目８番３号　プライムハイツ406
債務者　染矢　　亮
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２１２号
鹿児島県鹿児島市小原町41番２号
債務者　有村　義人
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市小原町41番２号
債務者　有村あけみ
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２０８号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原2998番地の114
債務者　金城　里美（旧姓村吉）
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２４号
沖縄県那覇市久米２丁目26番19号　辺野喜アパート201
債務者　小暮　秀範
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７６号
福島県郡山市大槻町字下町60番地　小野貸家１号棟
債務者　鈴木　智子（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
山口県下松市瑞穂町１丁目10番20号　スターハイツＤ101号
債務者　中原恵梨子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第１５４号
青森市浜館４丁目８番地14　ハッピネス104号
債務者　船橋　義裕
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
青森市浜館４丁目８番地14　ハッピネス104号
債務者　船橋利矢子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９０号
神戸市中央区琴ノ緒町２丁目３番５―708号
債務者　平井　玉江
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０２号
神戸市灘区高徳町１丁目10番１―207号
債務者　後藤　初江
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
青森市千富町１丁目18番17号　工藤アパート３号
債務者　松森　　隆
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
青森市久須志２丁目３番３号
債務者　小田　道則
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
青森県弘前市大字野田１丁目11番地１　市営住宅Ｂ―304号
債務者　稲部　　純
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部